

1 医療費適正化事業等の実施状況

No.	事業名	事業目的	対象者		実施状況			評価・課題等
			年齢	対象者	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
1	特定健康診査事業 特定保健指導事業	メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防	40～74	全員 (特定健診の結果、基準該当者に対し特定保健指導を実施)	<特定健診> 対象者数 29,804人 受診者数 14,296人 受診率 48.0%  <特定保健指導> 受診者数 1,706人 終了者数 324人 終了者の割合 19.0%	<特定健診> 対象者数 28,685人 受診者数 13,919人 受診率 48.5%  <特定保健指導> 受診者数 1,752人 終了者数 243人 終了者の割合 13.9%	<特定健診> 対象者数 27,807人 受診者数 13,609人 受診率 48.9%  <特定保健指導> 受診者数 1,694人 終了者数 268人 終了者の割合 15.8%	<特定健診> 1面掲載(平成30年6月15日号)、受診勧奨通知の発送、医療機関や市内掲示板等へのポスター掲示等を行った。受診率については、年々少しずつではあるが高くなっている。  <特定保健指導> 29年度は終了者の割合が下がったが、30年度は28年度までではないが、ある程度回復した。
2	ジェネリック医薬品 差額通知事業	ジェネリック医薬品の使用率を向上させることにより、自己負担額及び医療費の軽減を図る。	40～74 平成29年度より30～74に変更	ジェネリック医薬品に切り替えることにより、100円以上自己負担額の軽減が期待できる被保険者	通知回数 年9回 通知件数 9,969通 利用率 68.5%	通知回数 年9回 通知件数 6,826通 利用率 72.2% (平成30年3月)	通知回数 年9回 通知件数 5,083通 利用率 75.6% (平成31年3月)	利用率は着実に上昇しており、平成30年度末目標数値(70%)を上回る状況にある。
3	糖尿病性腎症重症化 予防事業	糖尿病、糖尿病性腎症の知識を取得し、生活習慣を改善することにより、新たな人工透析患者の移行を予防する。	40～74	レセプトデータと健診データの分析により抽出した基準該当者	参加者数 4人	参加者数 3人	参加者数 7人 終了者 6人	対象者に対し、受診勧奨通知の発送や電話による勧奨を行っており、参加者数は伸びた。 参加者から意見としては、食事についても考えながら買い物をしていることなどをいただいている。 指導実施後の人工透析移行者はいない。
4	受診勧奨通知事業	生活習慣病の治療が必要で医療機関を受診していない方に対して受診勧奨通知を送付し、受診を促すことにより病気の重症化を予防する。	40～74	生活習慣病に関連する数値から、医療機関の受診が必要と思われる方	通知件数 200通	通知件数 200通	通知件数 200通	【受診勧奨通知発送後の医療機関受診割合】 平成28年度 効果判定対象者数 191人 受診者数 22人 受診割合 11.5% 平成29年度 効果判定対象者数 195人 受診者数 26人 受診割合 13.3% 平成30年度 効果判定対象者数 181人 受診者数 23人 受診割合 12.7% ※受診勧奨通知発送後、概ね10%強の方が受診されている。
5	レセプト点検	レセプトにおける請求内容について、診療報酬・調剤報酬等の算定方法及び算定点数に関する点検を実施	—	—	財政効果額 (被保険者一人当たり) 635円	財政効果額 (被保険者一人当たり) 705円	財政効果額 (被保険者一人当たり) 984円	東京都調査に基づく被保険者一人当たりの財政効果額
6	療養費の適正化	柔道整復師の施術に係る療養費支給申請書の点検を行い、確認の必要があると思われる支給申請については、被保険者に対し調査票を発送(平成27年7月から)	—	—	通知件数 187通	通知件数 170通	通知件数 192通	【療養費各年度支給実績(一般被保険者一人当たり)】 平成28年度 4,539円 平成29年度 4,478円 平成30年度 4,256円 ※本事業実施後、一人当たり療養費は減少傾向となっている。

2 歳入の確保及び負担の公平性

No.	項目	内容					
		26年度徴収率	27年度徴収率	28年度徴収率	29年度徴収率	30年度徴収率	
1	徴収率の向上	現年度分	90.0%	90.7%	91.5%	92.8%	93.1%
		滞納繰越分	29.2%	34.5%	39.2%	44.0%	43.2%
		全体徴収率	78.0%	79.9%	82.1%	85.2%	86.7%
2	口座振替の勧奨	【ペイジー口座振替サービス】 保険年金課窓口において、金融機関のキャッシュカードによる口座振替手続きを可能とする。 (平成28年2月運用開始) 平成31年3月末ペイジー口座振替サービス利用実績 685件					
3	督促状のマルチ メント化	納期限までに納付されない場合、法律に基づき督促状を発送する。従来の督促状は、金融機関、市役所及び出張所のみの取扱いとなり、ゆうちょ銀行やコンビニエンスストア等での納付に対応していないことから、督促状をマルチメント化することによりゆうちょ銀行やコンビニエンスストア等での納付が可能となるようにする。 (平成28年7月以降発送の督促状から)					